

令和6年度名張市立百合が丘小学校いじめ防止基本方針

(第〇条は、いじめ防止対策推進法関係条項を意味する)

1 いじめに対する基本的な考え方（第2条）

① いじめの定義

「いじめ」とは、本校児童等に対して、本校児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響〔「けんか」や「ふざけあい」であっても児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断するもの〕を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめの理解と取り組みについて

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであるという認識のもと、学校全体で組織的に対応する。また、必要に応じて家庭や地域や関係機関と連携して取り組む。

2 いじめ防止等の対策のための組織（第24条）

① 組織の名称

百合が丘小学校いじめ防止対策委員会

② 組織の構成

校長・教頭・生徒指導担当者・教育相談担当者・養護教諭・該当学年学級担任、及び必要に応じてスクールカウンセラー等で構成する。なお、外部人材等委員の活用にあたっては、プライバシー保護のため、守秘義務を徹底させる。

③ 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- 相談・通報の窓口となる。
- 情報の収集と共有を行う。
- 本委員会は、毎月1回程度開催するとともに、必要に応じて適時開催する。また、教育相談担当と連携し、不登校対応委員会と合同で開催することで、不登校の面からも早期発見・早期対応に取り組む。

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組（第16条・22条）

① いじめの防止

- 未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- いじめを許さない雰囲気を醸成する。
- 社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- 自己有用感や自己肯定感を育成する。
- 児童自らがいじめについて学ぶような自主的な取り組みをする。
- 道徳教育、人権教育及び体験活動を充実する。 等

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。
- 日常的な生活ノート（連絡帳）、家庭訪問等の取り組みを行う。
- 教職員の情報共有体制を整備する。
- 児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整備する。
- QU 調査による学級生活状況調査 （年間2回 6月・10月） 等

③ いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- いじめられた児童、知らせた児童の安全確保
- 担任ひとりが抱え込まない情報共有体制、組織対応体制の確立
- 保護者との連携、教育委員会への報告や関係機関との連携
- いじめの解消には、〈いじめに係わる行為がやんで相当期間（少なくとも3ヵ月を目安）継続していること〉と〈被害児童が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認すること〉の二つの要件を満たす必要がある。

④ いじめ対応等に関する教職員の資質向上

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

4 重大事態への対処（第28条）

① 重大事態とは

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

② 発生時の対応

- 名張市教育委員会に事態発生について報告する。
- いじめ防止対策委員会を開催し、情報収集・調査・取り組み等を検討し、対応する。
- 該当児童及び保護者への適切な情報提供を行う。

5 保護者、地域等との連携（第15・23条）

① 保護者の役割（啓発・発信）

- 子どもがいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう指導に努めるとともに、子どもがいじめ等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するように働きかける。
- いじめの発見、またはそのおそれがあると思われたときは、速やかに学校・関係機関等に相談・通報する。

② 地域の役割（啓発・発信）

- 子どもの成長・生活に関心を持ち、いじめやいじめの発見、またはそのおそれがあると思われたときは、速やかに保護者・学校・関係機関に情報提供をするとともに、連携していじめ防止に努める。

③ 学校・保護者・地域が一体となった取組

学校・家庭・地域がその役割を認識し、相互に連携を取り合い子どもの健全育成と健やかな成長のために、いじめ問題を克服するように努める。

6 市教委等との連携（関係機関との連携）（第17条・22条）

学校は、名張市教育委員会及び関係機関と連携をとり、いじめの未然防止といじめ問題の解決に向けて取り組む。